**2014年６月議会　一般質問　全文**

**「障がい」を持つ子供の通学手段支援充実**

藤枝市内の特別支援学校には近隣市町から多数の「障がい」を持つお子さんが通学している。

　そのほとんどが直通運転の送迎バスによる通学であり、そのことによって親は安心して子供を自宅から学校まで通わす事が出来ているが、中学生まででその対応は終了してしまっている。高校生になると「基本的に通学は自分自身で」という事からこれまで利用できた送迎バスがほとんど利用出来なくなっている実態がある。

　それを補完する制度として、障害者自立支援法において市町村で実施の責任が負わされている地域生活支援事業（移動支援事業）があるが、国がその費用の2分の１を補助する事としているが予算の範囲内としているため十分な補助額とはなっていない。そしてこの制度は、原則として通学の為ではなく、余暇の時の外出の支援となっているので、特例として通学の為に使える期間は３カ月までとされる制度なので、実際は高校生になると同時に通学に対する補助がなくなるのと変わらなくなっている。

しかし「障がい」の程度は子供個々によって異なり誰もが３カ月で１人通学できるものではない。「高校生になれば基本通学は自分で」という“自助”を強調する考えではなく、適性を見極めてまだ無理な子は援助すると言った、福祉の精神に則った実情に応じた対応策を講じるべきではないか。

答：地域生活支援事業の移動支援事業は、移動に介助を必要とする障害のある人の、余暇活動を豊かにするために活用していただくことが基本であり、通学や通所などを支援するためだけの制度ではないが、本市では、一定期間、訓練をすることで、ひとりで通学や通所できる可能性がある人には、自立促進が期待できることから、特例として、３ヶ月を限度にその利用を認めるという弾力的な運用を図っている。

３ヶ月という期間の設定につきましては、訓練の結果、ひとりで通学、通所ができるようになるまでの目安という判断によるもの。

通学に対する支援は、あくまで特例による給付であることから、支給期間の更なる延長は困難である。

しかしながら、移動支援事業の取り扱いは、課題として認識しておりますので、本年度、市地域自立支援協議会の中に、事業所や特別支援学校、家族会などの代表からなるプロジェクトチームを設置し、訓練期間中の評価方法や効果的な仕組みについて検討する。

問：移動支援事業については、月２０時間が支給上限で、余暇利用が原則で通学に使えない。国の財政補助がなく自治体の６割以上がなんらかの制限をしている。今回の検討の中で、実態に即した毎月の支給量の上限や、支給の方法について見直す考えはあるか。

答：藤枝だけの問題ではなく、全国的に制度自体に問題があり、国に要請する準備をしている。地域生活支援事業の実施については、各市町の判断により、地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施することとされている。従いまして、プロジェクトの中でも、通学の訓練につきましては、障害のある子供の自立を図るという観点で、支給期間中の評価方法を含め、最も良い支給方法についても検討する。

**「学童保育拡充の課題と子ども子育て支援新制度」**

問：来年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」で、就学前の子供達の保育園・幼稚園だけでなく学童保育の国の制度も大きく変わり転換点を迎える事になる。この新制度は、財界が保育を儲けの対象として、公的責任をいかに外し参入しやすくしていく事が真の目的であり、子供の成長を考えたものではないが、そうした中でも市が新たに・初めて・定める事になる学童保育の条例や基準で、その弊害をある程度食い止め、より良いものにして行く事は十分に可能である。共働き・一人親家庭等が増えているなかで、学童保育を必要としている家庭も増えている。しかし、学童保育を巡る問題は山積しており、制度、施策の拡充が求められている。

　しかしながら、一昨年の８月に国会で成立した新制度は、わずか２年足らずで実施される拙速なスケジュールであり、事業計画を作る自治体はどこも苦労している。

藤枝市のこれからの取組みは、先日の健康福祉委員協議会での説明では９月議会に条例制定、１０月に「子ども・子育て支援事業計画」を作成するとの事であった。将来の本市の学童保育がどうなるかは、この条例と計画によるところが大きいし、９月議会で条例制定と言う事は、もう今議会での議論が実質的に最後になる。「選ばれる町藤枝」の肝は子育て支援の充実であり、新制度においても保育の質は下げない、と２月議会で私の質問に対する答弁がある。

これまでは主に新制度における保育園の在り方を中心に議会で議論をしてきたが、今回は学童保育を中心に市の考えを問う。

青島小・高洲小と第2クラブを設置の取組みをしてきたが、現状で学童保育の数がまだ足らないという認識であるか。

答：放課後児童クラブには、施設の充実とともに、実施時間帯の改善や指導員の待遇改善による資質の向上を図るなど、子育ての世帯の希望に配慮した施策を進めている。

概ね１０歳未満の入所を希望する児童を収容できるよう、人口増加地域を中心に施設の拡張を図り、本年４月には、高洲小学校区に２つ目の児童クラブを建設し、定員を５０名増員することで、待機児童の解消に努めた。保護者が就労している状況による待機児童は発生しておらず、現状では充足している。

問：高洲・青島小と２クラブ増やしてきたが実態は、大洲小定員４０名入所児童数６２名、青島北小４５名で６２名、広幡小４０名で５６名、中央小３６名で６３名など、１９クラブ中１１クラブで定員超過、ガイドライン基準一クラス４０名超過も１４クラブ、など、増やしてきたが、まだ足りていないのではないか？実態は子供を詰め込んで対応しているのではないか。

答：入所する全ての自動を受け入れるため定員の融通をつけるなかで受け入れている。

問：開設場所は全体の５２・８％は学校施設内の空き教室等の活用（全国学童保育連絡協議会２０１３年調査）であるが、現状市内に空き教室党はない中で公共施設か学童専用の施設の建設などであるが、具体的な所が示されていない。この面でどう対応していくか

答：ほぼ定員が倍増する。実際には

スポ少とか行きますから、倍増でいき

ませんが。そこで、あらゆる手法を講じた対策を検討していきます。

そして、今年度策定する子ども・子育て支援事業計画で、計画に関する関係部署との協議、意見調整のため関係課会議の開催を計画しています。その会議においてこの問題も協議検討をしていきます。これは、シティプロモーションの観点から企画財政や、未利用地活用から管財、そのほか、教育委員会も含めての協議検討となります。そして、いっぺんにと言うわけにはまいりませんが、人口増加地域を優先にして、６年生までの見込み量を推計し、優先順位付けをするなかで計画的に、来年から５年間の子ども・子育て支援事業計画に計上して、小学６年生までの需要を確保してまいりたい、と考えております。

問：市長自身、前々回の市長選挙で６年までの拡充を公約している。制作と課題をどうもつか。

答：５校で６年生まで希望児童を対応しているが、残りについても意を強くしこれからかなり力を入れていきたい。

問：保育時間は現状１８時まで（実質１８時半頃）であるが、保育園では１９時まで実施している。保育園を卒園したほとんどの子供が学童に行くわけで、小学校に入学して同時に保護者の仕事がかわるわけではないので、保育園に準じて１９時まで実施すべきではないか。

答：本年度から、春休みや夏休みといった長期休業中の開所時間を午前８時から午前７時３０分へと早め、預かり時間を延長しました。

年間を通じた預かり時間の延長に向けては、優秀な指導員の確保方策や施設の防犯上の問題、受益者負担の増加や子どもの規則正しい生活リズムの確保など、様々な課題があります。

しかし、保護者が安心して働くことのできる環境づくりには必要な措置であるので、委託先である藤枝市社会福祉協議会とも協議しながら、課題の解決に向けて検討してまいります。

問：小学生が1年間学校で過ごす時間は1221時間に対し、学童保育で過ごす時間1681時間と460時間も多い（2012年全国学童保育調査）まさに「子供の生活する場・施設」である。それだけの環境設備が必要であるが、現在はガイドラインの目安でしか示されていない。今制度で市が定める事になる条例ではこの設備基準も含まれており、現在国から自治体に対し参酌すべき基準として設備基準が示されているが、子育てが肝である本市において国が示す設備運営基準以上の形を講じていく考えはあるか。

答：児童福祉法の規定に基づき、本年4月に公布された厚生労働省令の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」は、放課後児童健全育成事業を利用する児童が、心身ともに健やかに育成するよう十分配慮されています。

　当面は、この基準にのっとり設備及び運営に関する条例を定める予定です。

問：学童保育の“かなめ“は直接的に子供達の安全な生活を保障する仕事を受け持っている指導員である。指導員の在り方如何によって学童保育の内容が大きく変わる事は間違いない。指導員はそうした専門性が求められる職種であるという認識であるか。

昨年度より主任指導員に関しては時給制の臨時職員から月給制の嘱託職員となったが、月給１５万円。補助指導員は時給８７０円の１年契約の更新である。この指導員の置かれている状況はそうした専門性に見合った待遇と言えるか。厚労省提示の基準にある研修内容でのスキルアップを含め、待遇改善をどのように図っていくか。

答：放課後児童クラブの指導員は、子ども達の自主性や社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣をクラブでの関わりの中で、身につくよう教えているので、指導員は、専門的な知識や技能、経験が求められる専門性のある職種と認識しています。

昨年４月の藤枝市社会福祉協議会への運営の全面委託に合わせて、主任指導員は、時給制から月給制の常勤職員とした。午前はクラブ事務に専念。児童が利用する午後の時間帯には余裕をもって、子どもたちの保育に専念できる勤務体制とした。専門性に見合った待遇改善を順次進めています。

研修面では、国の基準に従い県主催の研修を受講。定期的な主任指導員連絡会での情報交換や、発達障害や食物アレルギーなどの市主催の講習に参加。指導育成に必要な専門性の習得およびスキルアップを進めており、今後もさらに専門性の向上に努めていきます。

問：全国調査では、勤続３年で半分が辞めてしまっている。継続して働けない職場環境は子供に良くない。本市ではどうなっているか。

答：詳細は掴みかねるが３年未満の指導員は多いと思われる。

問：補助指導員は１年毎の雇用契約であり昇給もない。これでは専門性は育たないのではないか。

答：資格要件がないが、育児経験を持ったり、研修を受けたりしてスキルアップを図っているが、意を注いでいく。

問：新制度では、指導員待遇改善のために市が新たに予算措置をすれば国庫から補助金を約３倍にする予算を検討している。

答：研究して、採用していく。また、指導員数が足りなければ増やす事も進めていく。

問：市内のほとんどの学童で保護者会活動がない。（なかには総会だけという活動実態のない学校も多くある）通信もほとんどない。あってもおざなり。よりよい学童保育にして行くためには、新たに定める市条例で保護者会活動の確立の為に措置を講じていくべきではないか。

答：本事業の目的である児童の健全育成を推進していくためには、保護者と運営主体との協力関係が何より必要と考える。

保護者会を通じて保護者同士の連携を強めることは、子育ての面で有用であり、放課後児童クラブの運営の面からも有益なことであると考える。

一方、保護者自身の保護者会に対する考え方に差があり、保護者会が組織化されていない児童クラブも多くある。

昨年度から各クラブごとの懇談会や説明会を開催し、保護者会の必要性を訴え、保護者会の組織化に努めている。

今後もこの取り組みを推進していくとともに、保護者会設置を条例の中に位置づけるよう検討する。

問：国において、文科省「放課後子供教室」と厚労省「学童保育」を一体化した放課後子供対策が画策されている。共働き一人親家庭の子供の毎日の生活の場である学童保育と、全ての子供を対象に参加したい子供達が参加する、本市でも公民館を主な会場として行われている「放課後子供教室」は全く別であり相容れるものではない。新条例でそれぞれの目的を明確に区別していくべきではないか

答：放課後児童クラブは、社会福祉事業として、共働き家庭や一人親家庭の児童に対して、学校外において放課後を過ごす居場所、保護者が帰宅するまでの適切な遊び場とともに、生活の場を提供することがその使命です。

一方、放課後子ども教室は、教育の一環として、すべての子どもを対象とした放課後の子どもの拠点づくりと学習やスポーツを通しての地域住民との交流活動などが使命といえます。

この二つの事業は、それぞれに役割と性格を持っています。

現在、国では、放課後子ども総合プランにおいて、両者の一体型の整備を推進しているところですが、その運営方法や組織体制など、まだ明確でない部分が多くあります。

条例の検討に当たっては、今後の国の動向や教育委員会とも十分連携し、２つの事業の目的を別々に規定することの是非も含めて検討してまいります。